

基礎年金の財源論について

上智大学 山崎 泰彦

基礎年金の税方式推進論者によれば、税方式には以下のようなメリットがあるとされている。

- 1) 拠出要件がなく一定期間の居住要件のみで給付を行うので、国民年金の「空洞化」を解消し、国民皆年金を実現できること。
- 2) 税方式に切り替えたとしても、マクロ的には社会保険料から租税への負担の振り替わりにすぎず、増税ではない。また、財源としては消費税が有力視されるが、逆進的とはいえ消費税は国民年金の定額保険料よりはるかに公平な負担であること。
- 3) 国民年金の第3号被保険者問題についても、同時に解決できること。

しかし、基礎年金の税方式化には以下で述べるような大きな問題があり、今後とも社会保険方式を基本に公的年金制度の発展を図るべきだと考える。

- 1) 理念的には、社会保険方式は自己責任を基本においた共助、税方式は公的責任を基本においた公助のシステムである。市場経済社会に適合するのは、共助を基本におき、公助によってこれを補うという関係の社会保障制度ではないだろうか。

なお、わが国の場合、国民年金を含めて社会保険制度には相当な租税負担が投入されているが、これは公的責任論からの補助というよりも、強制された自助努力の共同化（共助）に対する支援措置として理解したほうがよいのではないか（加入者でない限り、租税負担分の給付の配分も受けられない）。

- 2) 負担と給付が個人別に連動しない税方式よりも、負担と給付が個人別に連動する（拠出が支給要件になり、現金給付においては支給額にも反映する）社会保険方式のほうが負担と給付の関係が明確であり、負担増について国民の合意を得やすいのではないか。
- 3) 高齢者医療や介護でも税方式の主張がある現状からしても、基礎年金の税方式への切り替えは、必然的に高齢者医療や介護へも波及せざるを得ないのではないか。

その場合、基礎年金、高齢者医療および介護という社会保障の基本部分において税方式を採用することになり、先進諸国では例を見ない租税依存型・公助中心型の社会保障を構築することになるが、はたして妥当な選択であろうか。

4) 税方式の下では基礎年金では所得制限の導入、医療や介護では利用者負担の応能負担化という選別的社会保障への転換が不可避ではないだろうか。

税方式であっても、普遍的な社会保障を実現することは可能であり、そういう国も存在する。しかし、わが国では、一般国民を対象にした全額租税負担の給付は、現金給付では所得制限、医療・福祉サービスでは所得に応じた費用徴収が行われている。全額租税財源であれば「バラマキ福祉」にならないように、低所得者に重点的に配分すべだ、という国なのである。介護保険を導入した理由の一つも、税方式ではサービスの普遍化が難しいことにあったはずである。

税方式による基礎年金において所得制限の導入が避けがたいとすれば、事実上、生活保護化してしまい、国民の勤労意欲を低下させるほか、結果として基礎年金が目指している普遍主義の理念にも反することになるのではないか。

5) 消費税財源をあてると、年金の自動物価スライド制の下では、消費税率の引き上げ→物価の上昇→年金額の改定となり、年金受給者である高齢者は実質的に消費税負担を免れ、最終的な負担は現役世代に転嫁されるのではないか。

さらに、高齢者医療や介護も税方式になれば、高齢者の社会保険料負担がなくなる。今日の高齢者は、全体として現役世代に比べて遜色のない所得を有し、資産においてはむしろ恵まれている。そういう高齢者にも応分の負担を求めて世代間の負担の公平化を進めるのが少子高齢社会の社会保障政策の方向だと考えるが、その政策から逸脱することにならないか。

このような税方式の問題点を考慮すると、社会保険方式を堅持しつつ、主要財源としての保険料と補足的財源としての租税負担を適切に組み合わせるのが妥当な姿ではないだろうか。ただし、その場合、国民年金をはじめとする社会保険の適用と保険料徴収力の強化が不可欠の条件になろう。

なお、基礎年金の税方式化の論拠の一つとされている第3号被保険者問題への対応については、所得分割方式による個人単位化が最も合理的だと考えている。